

地域雇用開発奨励金

先月、アベノミクス関連の助成金の案内を暫くお休みする旨をお伝えしましたが、今回は期間が限定されるの、**下関市地域が新たに指定地域**となったのを踏まえ、ご紹介することになりました。厚生労働省管轄の助成金の中では非常に難易度は高いですが、一定程度の設備投資と雇用増が見込まれる企業にとっては価値ある助成金だと思っています。山口県以外の地域でも対象地域は全国に指定されていますので、**他県への進出を考えている企業**にも助成金を利用できる可能性があります。

●地域雇用開発奨励金とは

ポイント①…新たな事業所の整備・設置
ポイント②…社員の雇用



事業所設置に要した費用と、雇入れ人数に応じた助成金を、最長3年間(3回)受給できます。

対象となる経費の一例

- ① 工事(不動産)
 - * 1契約が20万円以上となる事業所や店舗などの新増設工事費用
 - * 賃借した事業所や店舗などにかかる1契約が20万円以上の内装などの工事費用
 - ② 購入(不動産)
 - * 1契約が20万円以上となる不動産購入費用
 - ③ 購入(動産)
 - * 1点が20万円以上の動産の購入費用(機械、装置、工具、器具、備品、車両、船舶、航空機、運搬器具など)
- * 購入に伴う運搬費用、取付費用

助成金の支給額

内容を審査した後、設置・整備の費用および労働者の増加人数に応じて、左記の額が支給されます。

設備・設置費用(円)	対象労働者の増加人数(人)			
	3~4	4~9	10~19	20以上
300万以上1000万未満	50万	80万	150万	300万
1000万以上3000万未満	60万	100万	200万	400万
3000万以上5000万未満	90万	150万	300万	600万
5000万以上	120万	200万	400万	800万

【受給事例】…5000万円以上の設備・設置費用と、新たな雇用が20人以上の場合では、**最長3年間で2400万円**(更に新規創業では400万円が上乗せされ**2800万円**)の助成金が受給できます。

指定地域

雇用機会が特に不足している地域が助成金の対象となります。その地域とは以下の2つの地域が全国で指定されています。

地域	① 過疎等雇用改善地域	② 同意雇用開発促進地域
若年層・壮年層の流出が著しい地域	求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域	

山口県では以下が指定

- ① 過疎等雇用改善地域
 - ・下関市(旧豊浦郡豊田町、旧同郡豊北町の区域)

利用できるパターン例

- ・創業
- ・支店開設、増設
- ・工場増設、事業所増設
- ・新分野進出
- ・異業種進出

留意点

① 過疎等雇用改善地域は平成26年3月31日、② 同意雇用開発促進地域は平成26年9月30日もしくは平成27年9月30日までとなっています(延長の可能性あり)。また、事前の計画届の提出が必要です。計画届の内容が助成金の受給に影響してきますので、無理のない実現可能な内容で作成することが重要になります。

赤井労務マネジメント事務所
 社会保険労務士 赤井孝文
 URL <http://www.6064.jp>